公立大学法人奈良県立大学事務決裁規程

(目的)

第1条 この規程は、理事長及び学長の権限に属する事務の決裁に関する事項を定め、もって事務遂行上における責任の範囲を明らかにするとともに事務の能率的な 運営を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところ による。
 - 一 決裁 理事長又は学長がその権限に属する事務について最終的に意思決定を行 うことをいう。
 - 二 専決 理事長又は学長の権限に属する事務について、あらかじめ認められた範囲内の事務を理事長又は学長に代わって決裁することをいう。
 - 三 代決 理事長、学長又は専決権限を有する者等(以下「決裁者」という。)が 不在の場合において、決裁者に代わって決裁することをいう。
 - 四 学長 公立大学法人奈良県立大学組織規程(以下「規程」という。)第14条 第1項に規定する学長をいう。
 - 五 局長 規程第14条第1項に規定する事務局長をいう。
 - 六 副学長 規程第14条第2項に規定する副学長をいう。
 - 七 学部長 規程第14条第1項に規定する地域創造学部長をいう。
 - 八 学術情報部長 規程第14条第1項に規定する学術情報部長をいう。
 - 九 ユーラシア研究センター長 規程第14条第1項に規定するユーラシア研究センター長をいう。
 - 十 地域創造研究センター長 規程第14条第1項に規定する地域創造研究センター長をいう。
 - 十一 ユーラシア研究センター副センター長 規程第14条第2項に規定するユーラシア研究センター副センター長をいう。
 - 十二 地域創造研究センター副センター長 規程第14条第2項に規定する地域創造研究センター副センター長をいう。
 - 十三 次長 規程第14条第2項に規定する事務局次長をいう。
 - 十四 課長 規程第14条第1項に規定する課長をいう。
 - 十五 校長 規程第14条第1項に規定する校長をいう。
 - 十六 事務長 規程第14条第1項に規定する事務長をいう。
 - 十七 職員 法人役員及び教育職職員 (附属高等学校の教育職職員を除く。(以下、同じ))以外の常勤職員をいう。

(理事長、学長及び校長の権限に属する事務)

第2条の2 理事長の権限に属する事務については、法人に関する事務とする。

- 2 学長の権限に属する事務については、大学に関する事務とする。
- 3 校長の権限に属する事務については、高校に関する事務とする。

(専決)

第3条 副理事長、局長、学部長、ユーラシア研究センター長、地域創造研究センター長、次長、校長及び事務長は、別表に関する事務をそれぞれ専決することができる。

(専決の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、特命があった事項、重要若しくは異例と認められる事項、新規の事項並びに疑義のある事項については、上司の決裁を受けなければならない。

(代決)

- 第5条 理事長が不在のときは、副理事長がその事務を代決することができる。
- 2 理事長及び副理事長がともに不在のときは、特に重要なものを除き、常務理事である局長がその事務を代決することができる。
- 3 学長が不在のときは、副学長がその事務を代決することができる。 (附属図書館 に係る事務については、学術情報部長が代決することができる。)
- 4 学長及び副学長がともに不在のときは、特に重要なものを除き、局長がその事務 を代決することができる。
- 第6条 局長が不在のときは、次長がその事務を代決することができる。
- 第7条 次長が不在のときは、課長がその事務を代決することができる。
- 第7条の2 校長が不在のときは、事務長がその事務を代決することができる。
- 第7条の3 ユーラシア研究センター長が不在の時は、ユーラシア研究センター副センター長がその事務を代決することができる。
- 第7条の4 地域創造研究センター長が不在の時は、地域創造研究センター副センター長がその事務を代決することができる。

(代決の制限)

第8条 前5条の代決については、急施を要するもの又はその処理についてあらかじめ決裁者の指示を受けたものに限り、これをすることができるものとする。

(後閲)

第9条 代決した事務のうち必要と認められる事務については、その後遅滞なく決裁者の後閲を受けなければならない。

(回議等の場合の準用)

- 第10条 決裁に至るまでの手続過程において、回議又は合議を受ける者が不在の場合においては、前8条の規定を準用する。
- 2 前項の場合において、回議又は合議を受ける者及び代決権限を有する者がともに 不在の場合には、「不在」として上司の決裁を受けることができる。この場合にお いて遅滞なく後閲を受けなければならない。

(規定事項の特例)

第11条 前条までの規定にかかわらず、財務及び会計に関する事務については、公立大学法人奈良県立大学会計規程、公立大学法人奈良県立大学契約規則の定めるところによる。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、事務の決裁に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程に定めるもののほか、事務の決裁については、当分の間、従前の例によることができる。

附則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

副理事長専決事項

- 1 法人の危機管理及び情報セキュリティに関する事項(理事会案件を除く。)
- 2 法人の運営に係る重要な事項(理事会案件を除く。)
- 3 企画及び調整に関する事項(理事会案件を除く。)
- 4 儀式及び表彰に関する事項(理事会案件を除く。)
- 5 要綱、基準等に関する事項(理事会案件を除く。)
- 6 広報に関する事項(理事会案件を除く。)
- 7 申請、届出、報告、受理、照会及び回答等に関する事項
- 8 法人役員の旅行命令(私有自動車等に係る承認を含む。)及び復命に関する事項
- 9 無期労働契約及び有期労働契約による契約事務職員等の採用等に関する事項
- 10 学部長及び校長の休日勤務及び夜間勤務命令に関する事項
- 11 学部長及び校長の服務に関する願及び届の処理並びに週休日の振替等に関する事項
- 12 学部長及び校長の旅行命令(私有自動車等に係る承認を含む。)及び復命に関 する事項

局長専決事項

- 1 定例的な各種行事の後援名義の使用及び共催の承認に関する事項(附属高等学校 分を除く。)
- 2 職員の事務分担に関する事項(附属高等学校分を除く。)
- 3 研修会、講習会等の実施に関する事項(附属高等学校分を除く。)
- 4 次長の休日勤務及び夜間勤務命令に関する事項
- 5 次長の服務に関する願及び届の処理並びに週休日の振替等に関する事項
- 6 次長の旅行命令(私有自動車等に係る承認を含む。)及び復命に関する事項

学部長専決事項

- 1 教育職職員 (附属高等学校教員を除く。) の超過勤務、休日勤務及び夜間勤務命令に関する事項
- 2 教育職職員 (附属高等学校教員を除く。) の服務に関する願及び届の処理並びに 週休日の振替等に関する事項
- 3 教育職職員 (附属高等学校教員を除く。) の旅行命令 (私有自動車等に係る承認 を含む。) 及び復命に関する事項

ユーラシア研究センター長専決事項

1 ユーラシア研究センター客員研究員の旅行命令(私有自動車等に係る承認を含む。)及び復命に関する事項

- 2 ユーラシア研究センターが開催するフォーラム及び講演会等に関する事項
- 3 ユーラシア研究センターに係る照会、回答に関する事項

地域創造研究センター長専決事項

- 1 地域創造研究センター学術研究員、共同研究員等の旅行命令(私有自動車等に係る承認を含む。)及び復命に関する事項
- 2 地域創造研究センターが開催するフォーラム及び講演会等に関する事項
- 3 地域創造研究センターに係る照会、回答に関する事項

次長専決事項

- 1 職員 (附属高等学校職員を除く。) の旅行命令 (私有自動車等に係る承認を含む。) 及び復命に関する事項
- 2 職員 (附属高等学校職員を除く。) の超過勤務、休日勤務及び夜間勤務命令に関 する事項
- 3 職員 (附属高等学校職員を除く。) の服務に関する願及び届の処理並びに週休日 の振替等に関する事項
- 4 証明に関する事項(附属高等学校分を除く。)
- 5 住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の確認及び決定並びに扶養親族の認定に関する事項(附属高等学校分を除く。)
- 6 行政文書の開示等に関する事項(附属高等学校分を除く。)
- 7 個人情報の開示、訂正及び利用停止等に関する事項(附属高等学校分を除く。)

校長専決事項

- 1 附属高等学校教員及び事務長の旅行命令(私有自動車等に係る承認を含む。)及 び復命に関する事項
- 2 附属高等学校教員及び事務長の超過勤務、休日勤務及び夜間勤務命令に関する事項
- 3 附属高等学校教員及び事務長の服務に関する願及び届の処理並びに週休日の振替 等に関する事項
- 4 附属高等学校教職員の住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の確認及び決定並び に扶養親族の認定に関する事項
- 5 附属高等学校の定例的な各種行事の後援名義の使用及び共催の承認に関する事項
- 6 附属高等学校職員の事務分担に関する事項
- 7 附属高等学校の研修会、講習会等の実施に関する事項
- 8 附属高等学校の要綱、基準等に関する事項(理事会案件を除く。)
- 9 附属高等学校の広報に関する事項(理事会案件を除く。)
- 10 附属高等学校の申請、届出、報告、受理、照会及び回答等に関する事項

事務長専決事項

- 1 附属高等学校職員の旅行命令(私有自動車等に係る承認を含む。)及び復命に関する事項
- 2 附属高等学校職員の超過勤務、休日勤務及び夜間勤務命令に関する事項
- 3 附属高等学校職員の服務に関する願及び届の処理並びに週休日の振替等に関する 事項
- 4 附属高等学校にかかる行政文書の開示等に関する事項
- 5 附属高等高校にかかる個人情報の開示、訂正及び利用停止等に関する事項
- 6 附属高等学校にかかる証明に関する事項
- 7 附属高等学校に関する定例的又は軽微な事件に関する照会、回答、報告等のうち 事務長が掌理する事務の処理